

平成29年度 第9回庁議要旨

日時：平成29年8月7日（月）
午前9時～午前9時45分
会場：庁議室

[審議事項]

1 インターネット接続サービスの終了について（総務部）

地域の情報化を推進するため、市民及び市内の事業所等を対象としたインターネット接続サービスを提供してきたが、市内のほぼ全域に光回線を利用できる環境が整備されたことにより、地域の情報格差が解消し、アナログ回線やISDN回線によるダイヤルアップ接続は一定の役割を終え、光回線の利用率向上に伴って利用者の減少が続いていた。

民間による多様なインターネット接続サービスを利用できる環境が整い、サービス内容や価格面においても民間のサービスが優れていることなどから本市のサービスを終了するもの。

(1) 主な内容

インターネット接続サービスを平成30年3月31日に終了する。

【サービス内容】

	利用形態	利用の単位	使用料
インターネット接続	アナログ回線、デジタル（ISDN）回線	1年につき	6,000円
	ADSL回線		12,000円
	光回線		12,000円
	追加メールアカウント	1アカウント 1年につき	1,200円
レンタルサーバー	1アカウント当たり 1MBから10MBまで	1年につき	無料
	1アカウント当たり 10MBを超え1MB当たり		1,000円

(2) 今後の予定

平成29年 9月 市議会第3回定例会に石巻市情報プラザ条例の一部改正について提案（平成30年4月1日施行予定）

10月上旬 利用者へサービス終了の周知

平成30年 2月上旬 利用者へサービス終了の再周知

3月31日 インターネット接続サービス終了

2 石巻市学習等供用施設上釜会館の指定管理者の指定について（生活環境部）

上釜会館は平成18年度から平成22年度まで上釜町内会（「石巻市学習等供用施設上釜会館管理運営委員会」）を指定管理者に指定し、良好な運営が行われてきたが、東日本大震災により被災

したことから平成24年5月に指定管理者の指定を解除した。また、上釜会館の敷地及び建物の一部が都市計画道路門脇流留線の事業用地となり移転が必要となったことから、平成29年5月に移転新築工事を着工し、平成30年1月の供用開始に向け準備を進めている。

上釜会館は防衛施設周辺地域の住民の福祉の向上を図り、地域住民の学習及び集会の用に供するための施設であることから、「上釜町内会」を非公募で候補者として選定し、平成30年1月から指定管理者として指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

名称 : 石巻市学習等供用施設上釜会館
所在地 : 石巻市門脇字浦屋敷81番地4
施設規模 : 木造2階建て 延床面積270.37㎡
施設機能 : 集会室、学習室

② 指定する法人又は団体

指定候補者 : 上釜町内会

代表者 上釜町内会会長 鈴木喜美男
石巻市門脇字浦屋敷4番地3

選定方法 : 非公募

選定理由 : 本施設は防衛施設周辺地域住民の福祉向上を目的とする集会所的施設であり、当該地域住民が施設を管理運営することを通じて、より一層のコミュニティの再生に資することが期待されるため。

③ 指定の期間 : 平成30年1月1日から平成33年3月31日まで

④ 開館時間 : 午前9時から午後9時まで

(2) 今後の予定

平成29年	9月	市議会第3回定例会に「指定管理者の指定」及び債務負担行為補正を提案
	12月	新築工事完了予定 指定管理者と基本協定締結
平成30年	1月	指定管理者と年度協定締結 供用開始に合わせて指定管理開始

3 障がい児・者歯科診療の実施について（健康部、福祉部）

県内では障がい児・者や重症難病患者等に対する専門性の高い歯科診療については、仙台市内を除き設置されておらず、多くの障がい児・者等は遠距離通院を行っているなど、家族を含め負担が大きい状況にある。

一般の歯科診療機関では対応困難な障がい児・者の歯科治療について、石巻歯科医師会に委託し、診療を実施することで、石巻地域における障がい児・者の1次及び2次歯科医療体制の確立を目指すもの。

(1) 主な内容

- ① 事業主体 石巻市・東松島市・女川町（2市1町）
- ② 事業形態 一般社団法人 石巻歯科医師会への委託事業
- ③ 診療対象者 2次歯科治療を必要とする障がい児・者
- ④ 実施場所 石巻口腔健康センター（石巻市中里三丁目10-12）
- ⑤ 施設管理者及び届出者 一般社団法人 石巻歯科医師会 会長 佐藤 隆保
- ⑥ 診療日 3日/月（第2、3、4木曜日）（年間36日）
- ⑦ 診療時間 9時～12時30分（予約制）
- ⑧ 診療体制 石巻歯科医師会の医師2名による2診体制
指導医1名（雄勝歯科診療所 河瀬聡一朗所長等）
歯科衛生士3名、歯科助手兼受付1名
- ⑨ 診療開始時期（予定） 平成29年12月から

(2) 今後の予定

- 平成29年 9月 市議会第3回定例会に関連予算を提案
- 10月 関係機関と協議、委託契約
- ～11月
- 12月～ 診療開始予定

4 石巻市営牡鹿小沢住宅の廃止について（建設部）

石巻市営牡鹿小沢住宅（6戸）については、昭和37年度に建設した木造住宅で、築56年が経過しているところであるが、老朽化が著しく、現在の入居者はなく、今後の入居予定もない状況となっている。

老朽化住宅の用途廃止を行い、市営住宅の管理の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

【施設概要】

- 所在地 : 石巻市十八成浜大嵐山4番地120
- 設置年月日 : 昭和38年3月19日
- 建物構造 : 木造平屋建て 各戸31.32㎡（3号から6号の4棟）
- 敷地面積 : 1,479.55㎡

(2) 今後の予定

- 平成29年 9月 市議会第3回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正を提案
（平成29年10月1日施行予定）
- 10月 解体工事予定

5 石巻市相川地区コミュニティセンターの設置について（北上総合支所、復興政策部）

北上地域の相川地区は、東日本大震災の津波等により壊滅的な被害を受け、「相川地区生活改善センター」や小学校校舎・体育館が全壊し、すでに解体している。当地区は、旧相川小学校区を中心地区であり、今後のコミュニティ活動拠点として、（仮称）相川復興交流センターとして整備を

進めている。

相川地区住民の交流の場としてまた祭事等の拠点として、地区コミュニティ活動の再生及び活性化に寄与するもの。

(1) 主な内容

- ① 名称 : 石巻市相川地区コミュニティセンター
- ② 所在地 : 石巻市北上町十三浜字猪の沢44番-1
- ③ 施設概要 : 木造平屋建て 延べ床面積約330㎡
会議室(和室)・調理室・多目的ホール等
- ④ 使途 : コミュニティ行事、地区会議、地区公民館活動、茶飲み会、健康教室、避難所等
- ⑤ 運営方法
 - ア 管理運営 指定管理に行わせることができるものとする。
 - イ 施設利用料金(案)

区分	使用料
多目的ホール	1時間につき 1,000円
会議室1	1時間につき 400円
会議室2	1時間につき 400円
調理室	1時間につき 400円
冷暖房料	1室1時間につき 200円

- ⑥ 参考 : 平成29年4月1日時点での地域状況
世帯数; 249世帯 人口; 764人

(2) 今後の予定

- 平成29年 9月 建設工事着工
市議会第3回定例会に「石巻市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例」を提案
- 12月 市議会第4回定例会に「指定管理者の指定」議案を提案
- 平成30年 3月 建設工事完了予定
指定管理者に係る基本協定の締結
- 4月 指定管理者に係る年度協定の締結
供用開始

6 石巻市大指ふれあい広場の廃止について(北上総合支所)

大指ふれあい広場は、地域住民の要望により、親と子がふれあう機会を増やすことを目的として、平成17年4月に旧大指保育所跡地に設置され、市と大指契約会とが利用に関する覚書を締結し、当契約会が維持管理を行ってきた。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災により被災し、災害危険区域に指定されたため、周辺に住家が無くなった。それに伴い、広場の利用者がいなくなったことから当広場を廃止し、水産関係用地として活用したいとの地域住民から要望があった。

水産関係用地として整備するため、被災した当広場を廃止するもの。

(1) 主な内容

【概要】

名 称：石巻市大指ふれあい広場

所 在 地：石巻市北上町十三浜字大指22番地

敷地面積：1,106㎡

(2) 今後の予定

平成29年9月 市議会第3回定例会に「大指ふれあい広場条例の廃止」を提案
(平成29年10月1日施行予定)

7 石巻中央公民館大ホールの冷暖房使用料について（教育委員会）

石巻中央公民館大ホールには冷房設備を設置しておらず、ドア開放や扇風機により暑さ対策を行ってきたが、夏季期間、利用者の熱中症対策や快適性等を図るため、平成29年7月から冷房設備設置工事を行っている。

また、今回設置する設備は温風暖房も兼ねていることから、既存の大ホール暖房設備（熱源：重油）は使用せず、今回設置する設備（熱源：電気）を使用することとしている。

大ホールに冷暖房設備を設置することに伴い、新たに大ホールの冷房使用料を定めるとともに、暖房については、設備のランニングコストが削減されるため使用料を減額するもの。

(1) 主な内容

石巻中央公民館大ホールの設備器具使用料

現 行		改 正	
冷房	—	冷暖房	1時間につき700円
暖房	1時間につき1,420円		

※他室の備付け冷暖房器具使用料は、1時間につき300円（現行どおり）

(2) 今後の予定

平成29年9月 市議会第3回定例会に石巻市公民館条例の一部改正を提案
(平成29年10月1日施行予定)

石巻中央公民館大ホール冷房設備設置工事完了予定

[報告事項]

1 「わがまち特例」の見直しについて（財務部）

良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくるうえで欠かせない緑地や広場を保存・活用するため、地方税法が3月に、都市緑地法が5月に一部改正が行われた。それに伴い固定資産税及び都市計画税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が見直された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 石巻市市税条例関係

わがまち特例の見直し（追加）における課税標準の特例措置

民間事業者（一般社団法人、財団法人等）による市民緑地の整備事業に供する固定資産税について軽減する措置が講じられた。

② 石巻市都市計画税条例関係

市税条例と同様の措置が講じられた。

(2) 今後の予定

平成29年9月 市議会第3回定例会に「石巻市市税条例の一部を改正する条例」及び「石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例」を提案

（公布の日から施行し、平成29年6月15日から適用予定）

2 復興公営住宅入居者募集における3LDK及び4LDK住戸の世帯人数要件の緩和について（復興事業部）

復興公営住宅事前登録制度における登録状況等において、1人～3人世帯を対象とした住戸（1K～3DK）の需要が見込まれる一方で、住宅再建方法の変更等による取消世帯があったことから、4人以上の世帯を対象とした住戸（3LDK及び4LDK）に余剰が見込まれる。

3LDK及び4LDK住戸の世帯人数要件を緩和することにより、復興公営住宅の供給と被災者の早期住宅再建を図るもの。

(1) 主な内容

3LDK及び4LDK住戸の入居者募集対象世帯について、3人以上世帯で住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上3部屋又は4部屋の寝室を必要とする世帯の入居を認める。

要件緩和後		現 行	
1 公募対象 ①復興住宅未決定世帯 ②復興住宅入居中世帯		1 公募対象 ①復興住宅未決定世帯	
2 型別供給		2 型別供給	
型別	世帯人数	型別	世帯人数
3LDK	3人以上で住宅の規模等の関係から 3部屋又は4部屋の寝室を必要とする世帯	3LDK	4人以上
4LDK	4人以上	4LDK	

(2) 今後の予定

平成29年8月 募集案内送付

市報・市ホームページ掲載

入居者募集

9月 抽選

3 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の施行に伴う助成対象企業者の改正について（産業部）

平成29年7月31日付けで「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成29年法律第47号）が施行されたことに伴い、石巻市企業立地等促進条例（平成17年条例第237号）に規定する助成対象企業者を改める。

企業の誘致及び育成に必要な措置を講じることで、産業の振興と雇用の拡大を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市企業立地等促進条例の一部改正（助成対象企業の改正）

① 改正前

- ・「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき国の同意を受けた「産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画」に定める集積業種の用に供する施設を市内に新設しようとする者

② 改正案

- ・「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき国の同意を受けた「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」に定める「地域の特性及びその活用戦略」に記載した分野の用に供する施設を市内に新設しようとする者
※増設、移設については、従来どおりとする。

(2) 今後の予定

平成29年9月 市議会第3回定例会に企業立地等促進条例の一部改正案を提案
(平成29年10月1日施行、平成29年7月31日から適用予定)

4 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会）

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、平成29年度入学者まで毎年度延長してきた。

県立学校と同様に平成30年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金の免除ができるよう定めるもの。

(1) 主な内容

東日本大震災により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、平成30年度の市立高等学校入学者においても次のとおり実施する。

【免除内容】

- ・平成29年度中に実施される入学者選抜手数料
- ・平成30年度分の入学金
- ・平成30年度中の転入学、編入学又は復校に係る入学者選抜手数料

(2) 今後の予定

平成29年9月 市議会第3回定例会に「石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正」を提案（公布の日から施行予定）

平成30年1月31日	平成30年度入学者前期選抜
2月 8日	合格発表
3月 6日	平成30年度入学者後期選抜
3月14日	合格発表
3月26日	入学説明会

5 石巻市立幼稚園保育料の減免の拡充について（教育委員会）

国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組の一環として、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置がなされることになった。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、低所得のひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り幼児教育の無償化に向けた取組を推進するもの。

(1) 主な内容

年収360万円未満相当の世帯（※1）のひとり親世帯等（※2）を対象として、次のとおり保育料を軽減する。

【対象】 年収360万円未満相当のひとり親世帯等

【内容】 保育料減免額の増額

（現 行） 第1子 : 半額減免（月額4,500円減免）

第2子以降 : 全額減免

（改 正） 第1子 : 3分の2減免（月額6,000円減免）

第2子以降 : 全額減免（変更なし）

（※1）「年収360万円未満相当の世帯」とは、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯のことをいう。

（※2）「ひとり親世帯等」とは、下記に該当する世帯のことをいう。

- ・ひとり親世帯
- ・保護者または保護者と同一世帯に属する者が「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者」、「特別児童扶養手当の支給対象児童」または「国民年金障害基礎年金の受給者」のいずれかに該当する世帯（在宅に限る。）

(2) 今後の予定

平成29年8月 石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正
（公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用予定）
市立幼稚園保護者に周知、減免申請手続き開始

6 平成30年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

1 日程及び会場

平成29年6月30日現在（人）

日 時	地 区	会 場	対象者数
1月5日（金）午後 2時	桃 生	桃生公民館文化ホール	56
1月7日（日）午前11時	河 南	遊楽館かなんホール	152
1月7日（日）午前11時	北 上	北上中学校体育館	23
1月7日（日）午後 2時	石 巻	石巻専修大学体育館	1,055
1月7日（日）午後 2時	河 北	河北総合センター文化交流ホール	90
1月7日（日）午後 2時	雄 勝	雄勝小・中学校多目的ホール	9
1月7日（日）午後 2時	牡 鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	24
2日程	7会場		1,409

平成29年6月30日現在対象者数内訳（住民登録者）（人）

地 区	男	女	計
石 巻	540	515	1,055
河 北	51	39	90
雄 勝	8	1	9
河 南	81	71	152
桃 生	28	28	56
北 上	9	14	23
牡 鹿	12	12	24
計	729	680	1,409

2 開催内容

① 対象者について

平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者（外国人も含む）。又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者。

② 会場について

7地区で開催。

③ 式典内容について

式典のほか、祝賀演奏など地区ごとに趣向を凝らしたアトラクションを実施（毎年、対象者の中から実行委員会を組織し、当日の受付、司会、アトラクションの企画・運営などを担当している。）。

(2) 今後の予定

平成29年 9月 市報いしのまき9月1日号へ掲載予定

12月 案内通知（はがき）発送予定

・石巻地区分 12月5日頃発送予定

・6地区分 12月5日頃公民館に引き渡し予定

[その他]

特になし

以 上